資料１

地方自治の推進に関する調査特別委員会議事録抜粋（Ｈ19.1.24）

開催年月日　　平成１９年１月２４日（水）
開催場所　　特別委員会室
出席委員　　12 名

鈴　木　　弘	副委員長	田　尻　清　輝	委員
大　石　浩　文	委員	齊　藤　　聰	委員
上　野　美恵子	委員	下　川　　寛	委員
佐々木　俊　和	委員	田　辺　正　信	委員
竹　原　孝　昭	委員	落　水　清　弘	委員
嶋　田　幾　雄	委員	磯　道　文　徳	委員

欠席委員　　１名
紫　垣　正　良　委員長
傍聴議員　　１名
廣　瀬　賜　代　議員

議題・協議事項
平成 17 年度議第 39 号「熊本市自治基本条例の制定について」

○鈴木弘　副委員長　　それでは、それぞれの立場で大変見識のある議論をいただいたと思っております。

論議は尽きないところですが、ここで私から御提案がございます。

自治体の憲法とも呼ばれるような本件議案でございますので、熱心な議論が行われるほどに、さまざまな御意見が出てまいりますし、本日お示ししたたたき台のほかに、市民の方たち、大変努力をされまして、市民による付託議案の代替案もあるようでございます。

このような論議の流れ、私どもに残された任期満了までの時間、あるいは当委員会に対する陳情というのもありました慎重審議を求める

市民の方々の声などを総合的に勘案しますと、付託議案について拙速に結論を求めることは、かえって将来に禍根を残すことになるのではないかと考えます。また、全会一致に近い形で結論されるべきと考えております。

よって、来年度、新たな議会構成のもとで、本議案の立案の経緯、総務委員会や当委員会での、これまでの２年近くに及ぶ調査や議論などを踏まえた上で、執行部、議会、市民がまさに一体となって、この件について新たに論議を重ねるシステムを構築し、よりよい条例案の策定を目指すべきであるとの意見を委員会の総意として執行部に申し入れることとしたいと存じますが、これについて、執行部の御意見をまずお伺いいたします。

◎木村正博　市長室長兼秘書課長　　ただいま、この条例案の取り扱いにつきまして、私にとりましては非常に重いお尋ねがあったというふうに感じております。

ただ、お言葉にもありましたように、これまでの審議の経過等につきましては十分理解をしておりますし、一般的なお返事でしたら、ここで持ち帰らせていただきまして、市長に御相談をして判断を仰ぐという段取りが適正な取り扱いだろうと思います。

ただ、これまで２年近くの審議の経過につきましては、逐次市長に御報告をし、その時々の判断を仰ぎながらやってまいりました。きょうまた、正副委員長の私案をお示しになって論議がなされるというようなこともございまして、その件につきまして市長と、大変失礼ですけれども、幾つかの想定をさせていただいて、そのケース・バイ・ケースの考え方を市長にお伺いしてまいりました。

その結果と申しますか、一つの想定の中にこういう形もありましたものですから、大変僭越ではございますけれども、私の口からお答えをさせていただくということであれば、これまでの市民会議、あるいは議会の審議を踏まえて、まさによりよい条例をつくるというお言葉がございましたので、そのような取り扱いを、ぜひとも私どももさせていただきたいというふうに考えております。

◆上野美恵子　委員　　今の委員長の提案につきましては、委員会の

総意ということでというお言葉をお使いになりましたけれども、私たちは、基本的には期限というものはわかっていたわけですよね。この期限の中で、できればやはりいい条例を一生懸命議論して、この期限の中でぜひとも成立させたいと、そういう気持ちで私は発言をしてきました。

ただ、中身について意見はたくさん申し上げましたし、きょうの修正案についても、やはりちょっとこれでは今の時点で賛成ということは言えないという立場でもおります。しかしながら、全会派の一致で次の年度にということの提案になるのであれば、ちょっときょうの時点では、私はやはり会派の中でももう少し論議をさせていただいて、それをここの一致というふうにしていただかないと、私の思いも、何かちょっとしっくりきませんし、何かそういう安易な、一日ぱっと議論して、ではこの案で、ちょっと短時間でみんなの意見が一致を見られないだろうから、では次の年度にということについては、私はちょっと、きょうは賛成というふうには言えませんので、できれば持ち帰りにさせていただきたいと思います。

◆田辺正信　委員　　自治基本条例の扱いの問題は全会一致で、嶋田委員が言われたとおりでございます。

この後の対応の問題、今の問題は、この中で、我々も会派の中の代表として来てこの場に臨んでいますから、一定の整理が提案されたということであれば、このままで、その部分だけでも決をとっていただいて、あと対応していただいた方がいいのではないかなと思います。

○鈴木弘　副委員長　　それでは、まず、執行部の方から、私の方から提案をさせていただきました、来期、新たな議会構成のもとで、本議案の立案の経緯、総務委員会や当委員会での、これまでの２年近くに及ぶ調査や議論などを踏まえた上で、一つは執行部、二つに議会、三つ目に市民が、まさに一体となって、この件について新たな論議を重ねるシステムを構築し、よりよい条例案の策定を目指すべきであるということについて、執行部としては受けとめると発言をしていただきましたので、これは紳士協定として、しっかりとそういうシステムが、来期早急に始まるものであると理解をいたします。

その上で、上野委員の方からは、持ち帰りをしたいという発言がございましたけれども、先ほど述べましたように、私たちもそれほど時間が残されているわけではございません。また、下川委員の方からもありましたけれども、本特別委員会設置に当たって、あいまいな形での結論ではなくて、市民のコンセンサスを得た上で結論すべきであろうというふうに考えますと、当委員会を仕切らせていただいております立場からいたしますと、市民のコンセンサスを得るまでの手法と時間がないという結論を持っております。

それで、お諮りをいたします。

（発言する者あり）

○鈴木弘　副委員長　　皆さんどうですか、暫時休憩の動議がございましたが。

一応、５分をめどに暫時休憩を図ります。

午前１１時５４分　休憩

――――――――――――――――

午後　０時０３分　再開

○鈴木弘　副委員長　　お集まりのようですので、当委員会を再開いたします。

◆上野美恵子　委員　　相談してきました。

こういう形で論議が進められて、この期の中で、やはり市民の方のつくってこられたものをもとにした条例が、なかなかまとまっていないということについて、市民の思いにこたえられていないということが非常に残念です。

しかしながら、私たちは、今回の修正案については、やはり今の時点では賛成もできない、しかし、期限的に見まして、どうしてもこれを短期の中で十分な条例に、みんなで一応見ていくということにも非常に難しさがあるという点からは、次の期に、行政の方も、執行部の方も、よりよい条例づくりを目指してという御発言もございましたので、委員長の提案につきましてはやむを得ないという立場で表明したいと思います。

○鈴木弘　副委員長　　ありがとうございました。

それでは、執行部に対して、先ほど申し上げました趣旨の申し入れを当委員会の総意として行うことについて御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木弘　副委員長　　ありがとうございました。

当委員会は、平成 17 年３月以来、２年近くの期間、15 回の会議のほか、３回の行政視察を実施するなど、多岐にわたる調査や、付託議案の審議を精力的に行ってまいりました。その間の委員の皆様の熱心かつ真摯な御論議に敬意を表しますとともに、円滑な審議の進行に御協力いただきましたことに感謝申し上げます。

なお、先ほどありましたように、来期、しっかりとした熊本市のための条例をつくっていく、このことが担保をされたと認識をしておりまして、行政、市民、議会、さらにはその構成は学識経験者等も入るのではないかと推測をいたしますが、しっかりとしたものをつくっていくと、議会として決意を述べまして、取りまとめとさせていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして、地方自治の推進に関する調査特別委員会のすべての審議を終了します。